

○ 東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令案新旧対照条文
東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第十八号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（法第十二条第一項の政令で定める日の特例）</p> <p>第四条 第一条の激甚災害についての法第十二条第一項の政令で定める日は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号。以下「令」という。）第二十四条の規定にかかわらず、平成二十七年三月三十一日とする。</p>	<p>（法第十二条第一項の政令で定める日の特例）</p> <p>第四条 第一条の激甚災害についての法第十二条第一項の政令で定める日は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号。以下「令」という。）第二十四条の規定にかかわらず、平成二十六年三月三十一日とする。</p>